

【資料3】 構造改革特区(第10次)提案のうち検討の対象とならないものの一覧

ご提案頂いた提案事項のうち、支障となっている具体的な規制が明確でないもの及び単なる税財源措置の優遇等を求めるものに該当する以下のものについては、今回の検討の対象とならないものとして扱います。

提案主体名	具体的事業を実現するために必要な規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	今回の検討の対象とならない理由
秋田県	選択課税制度の導入	現行法では、保税工場において外貨原料を使用し、加工・製造した製品を内国貨物とする場合、その製造に用いられた外貨原料に対して関税が課されるが、外貨原料か、加工・製造した製品の関税率のいずれか有利な方を選択できるようにする。沖縄自由貿易地域で特例的に実施されている制度の他地域への拡充	本提案は関税の減免を求める内容であり、単なる税財源措置にあたるため
秋田県	償却限度額の撤廃	現行法で規定されている減価償却資産の償却限度額について、一定の要件を満たしている場合には、損金経理額の全額を損金に算入できるとする	本提案は法人税の減免を求める内容であり、単なる税財源措置にあたるため
秋田県	法定耐用年数の短縮	現行法で規定されている法定耐用年数について、一定の要件を満たしている場合には、欧米や韓国と比べて不利にならない年数に短縮できるとする。減価償却資産の種類にもよるが、おおよそ現行の20%程度の短縮とする	本提案は所得税及び法人税の減免を求める内容であり、単なる税財源措置にあたるため
社団法人富岡青年会議所	文化遺産への法人寄付の促進	地域内に本社を置く企業を対象に、その地域の文化遺産維持管理のための寄付金の一部または全てを損金算入することを認めるものとする	本提案は法人税の減免を求めるものであり、単なる税財源措置にあたるため
東京都	東京湾岸地域における経済特区	日本経済の国際競争力を強化していくため、東京湾岸地域の特定地区に集中投資を促すしくみとして、法規制の緩和とともに、税の減免や融資制度の拡充など思い切ったインセンティブを講じる経済特区を設置する	【一部検討対象外】 本提案のうち一部については、法人税等の減免を求めるものであり、単なる税財源措置にあたるため
すずしろ環境開発事業協同組合	「ご近所さんまちづくりモデル事業構想」(「ご近所パワー」による政府未使用地利用開発)の緑地利用の為に土地の農地なみ税制対応に関する事項	練馬区主導によるまちづくりを基に、政府未利用地を含む国有地等の有効利用として緑地利用を行うことに関し、必要性・緊急性・実現性・妥当性を認め、農地並み税制対応の配慮を求める	本提案は相続税及び贈与税の減免を求める内容であり、単なる税財源措置にあたるため
株式会社都市経営戦略研究所	資産流動化法に基づく特定目的会社を利用したファンドに係る配当金損金算入要件の撤廃	現在、資産流動化法における特定目的会社を利用した投資スキームにおいては、生じる配当の損金算入要件における同族会社要件につき、議決権ベースの判定がなされる(平成18年度税制改正の要綱参照)。具体的には一定の事項に係る議決権の全体に占める割合で判断されているが、この判定要件を現在の50%超から、撤廃することを提案するものである	本提案は法人税の減免を求めるものであり、単なる税財源措置にあたるため
個人	放送大学入学等要件の緩和	現行規定 入学資格15才 在学年限10年 サテライトスペースを緩和し、小・中・高等にまで拡大する	提案の取り組みを実施するに当たって支障となる具体的な規制が明確でないため
株式会社フロントランナー、社団法人日本ニュービジネス協議会連合会	新潟市をキャリア推進特区として公教育と民間との交流を図る	現行の教育関連法の規制を緩和し、公教育に民間のノウハウや人材等の資源活用を容易に行えるようにする	提案の取り組みを実施するに当たって支障となる具体的な規制が明確でないため